

情 個 審 答 申 第 1 0 号

平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 1 年 7 月 2 3 日付け都活発発第 2 1 0 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

文書等の件名

西部第一区画整理事業に伴う JR 新駅設置に関する資料の情報開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[ 諮問第 5 号 ]

別 紙

諮問第 5 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、西部第一区画整理事業に伴う JR 新駅設置に関する資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

申立人が提出した平成 21 年 2 月 16 日受付第 896 号の「市長への手紙」に対し、平成 21 年 3 月 31 日付けで、熊本市長から回答があった。その回答に「新駅設置につきましては、設置後の事業収支の黒字が条件となることから、相当程度の新駅利用者数が見込まなければなりません、力合校区の人口も横ばいで推移しており、現状で事業収支黒字の条件を満たすことは厳しい状況にあります。」旨の記述がある。回答にあたり何の根拠もなしに回答したとは思えないので、不存在を取り消して、開示して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

本件文書の存否について

JR 新駅設置条件として「設置後の事業収支の黒字が条件となる」趣旨の取決め書等の資料は存在しない。

また、JR 新駅設置による利用者の想定人員や収入、それに係る経費についての基礎

資料として、「JR 鹿児島本線熊本・川尻間新駅設置自治省協議資料作成業務委託報告書（平成12年3月）」（以下「報告書」という。）が存在し、申立人に対し報告書を公開した。

しかしながら、報告書以外に具体的な事柄を書き記した資料は存在しない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件文書について

本件文書は、次の3件である。

ア 申立人が平成21年2月16日付けで実施機関に提出した JR 新駅設置に関する「市長への手紙」の回答のなかの、「新駅設置につきましては、設置後の事業収支の黒字が条件となる」旨の記述に対し、設置後の事業収支の黒字が条件となることを記した熊本市が取り交した協定書等の資料一式

イ JR 新駅を利用するため、他の駅で乗車券を購入しても、その販売収入は新駅の収入となり得るとする事業収支計算式等がわかる資料一式

ウ 新幹線新熊本駅設置地域となる春日校区と JR 新駅設置予定地域の力合校区との校区人口による比較分析計算式、条件等資料一式

### (2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき実施機関が行なった決定の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

### (3) 本件文書アの存否について

申立人が主張する、新駅設置の条件として設置後の事業収支の黒字が条件となる趣旨の記載がある文書は、新駅設置に関するものであると考えられることから、熊本市と九州旅客運輸株式会社との間に取り交わされた文書のうち、新駅設置に関するものを検証することとした。

そこで、熊本市と九州旅客運輸株式会社との間の平成4年10月1日付け締結の覚書及び確認事項、平成6年12月21日付け締結の覚書及び確認書並びに平成8年7月22日付け締結の覚書の3つの文書を新駅設置に関するものと特定し、これらを精査した。その結果、これらの文書には、新駅設置に関する記述はあるものの、「新駅設置後の事業収支の黒字が新駅設置の条件となる」趣旨の記述は認められなかった。

したがって、本件文書アは存在しないとする実施機関の主張は信じるに足りると認められる。

### (4) 本件文書イウの存否について

JR 新駅の設置に関する基礎資料として、報告書が存在することについては、すでに報告書を申立人に公開済みであり、このことは申立人、実施機関双方とも異論がないところである。

また、実施機関は、これまで開示してきた報告書以上の具体的な事柄を書き記した資料は存在しないと主張している。

そこで、報告書以外の文書の存否について検討するに、平成21年第1回定例会（平成21年3月11日）における新駅の設置についての熊本市長答弁において、「しかるべき時期に新駅利用者予測、あるいは事業収支などの調査、検証を行います」旨の答弁がなされている。この市長の答弁は、平成21年3月11日の段階で未だ調査、検証が行われていないことを示しており、その後間もない開示請求拒否決定の時点まで新たな判断基礎資料が作成されるとは考えられない。

したがって、本件文書イウは存在しないとする実施機関の主張は信じるに足りると認められる。

#### (5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会	長職務代理者	荒 木 昭次郎
委	員	大 江 正 昭
委	員	高 木 絹 子
委	員	馬 場 啓

[参考]

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成21年 7月23日	熊本市長から諮問を受けた。
平成21年 8月 5日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成21年 8月21日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成21年 9月 4日	諮問の審議を行った。
平成21年 10月 9日	答申（案）の審議を行った。
平成21年 11月12日	答申（案）の審議を行った。